

宇都宮工業高校野球部OB会 会則

第一条 名称及び事務局

1. 本会の名称は、栃木県宇都宮工業高校（以下宇工高と言う）野球部OB会と称す。
2. 本会の事務局を「宇都宮市中岡本町560-11 本田 善徳宅内」に設置する。TEL 090-9669-57817

第二条 目的

1. 本会は宇工高野球部と宇工OBクラブ（UKクラブ）の後援を主とし、併せて会員の親睦を図る事を目的とする。

第三条 会員

1. 本会の会員は、宇工高野球部に在籍した者で構成する。
2. 本会への入会は、宇工高を卒業と共に自動的に入会となるが、脱会は、本人の自由とする。
3. 本会の秩序を乱し、又は名誉を傷つける行為をした場合、除名処分とする事がある。
4. 会員に関する規定について、別紙コンプライアンス規範の細則に従う。

第四条 会費

1. 本会の会費は、年額5,000円とする。
2. 本会は、特別会費を徴収する場合もある。

第五条 会合

1. 本会の会合は、次の通りとする。
総会（原則として、年1回行うものとする。）
役員会（必要に応じて、適宜行うものとする。）
理事会（必要に応じて、適宜行うものとする。）

第六条 役員

1. 本会の役員は、次の通りとする。

会長	(1名)	本会の代表責任者で全ての会合を収集し、その最終決定権を持つが総会又は、役員会の承認を得なければならない。
副会長	(若干名)	会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
幹事長	(1名)	会長を補佐し、会の運営を行う。
幹事	(若干名)	幹事長を補佐し、会の運営を担当する。
会計	(2名)	会員及びその他から全ての金銭を受け取り役員会の指示によってのみ、支払いを行いその報告をしなければならない。
会計監査	(2名)	会計の収入・支出を監査しその報告を承認する。
事務局長	(1名)	幹事長を補佐し、会の実務を担当する。
事務局次長	(若干名)	事務局を代表し、事務局長を補佐し、会の実務を担当する。
事務局	(若干名)	事務局長を補佐し、会の実務を分担処理する。
理事	(若干名)	原則として、各年次代表1名以上を選出し、年次毎の会員の連絡調整にあたる。
顧問	(若干名)	本会の運営についての助言と指導にあたる。

第七条 選出

1. 本会の役員は、会員の推挙により選出する。但し、総会において、出席会員の過半数の希望があれば再選出を行うものとする。

附則

1. 本会の改正及び会則以外の全ての事項は、総会又は役員会において、協議し決定していくものとする。
2. 本会則は、昭和52年3月30日より効力を発する。
 - ・平成25年7月 一部改正
 - ・平成27年7月 一部改正
 - ・平成28年7月 一部改正
 - ・平成29年7月 一部改正
 - ・令和元年7月 一部改正
 - ・令和3年7月 一部改正
 - ・令和4年7月 一部改正